(2)重度訪問介護サービス利用料金の目安

※負担上限月額等に関する詳細はお住いの市町村窓口へお問い合わせください

※サービス提供を行った際の1回分の概算利用料金（うち利用者負担1割）です。

【基本料金表】

サービス内容	重度訪問介護		重度訪問介護のうち 障害支援区分6		障害支援区分6の方で 重度障害者等包括支援対象者	
	利用料金	利用者負担額	利用料金	利用者負担額	利用料金	利用者負担額
1時間未満	2,363 円	236 円	2,565 円	256 円	2,724 円	272 円
1時間以上1時間30分未満	3,519 円	351 円	3,826 円	382 円	4,059 円	405 円
1時間30分以上2時間未満	4,695 円	469 円	5,088 円	508 円	5,395 円	539 円
2時間以上2時間30分未満	5,861 円	586 円	6,360 円	636 円	6,741 円	674 円
2時間30分以上3時間未満	7,038 円	703 円	7,632 円	763 円	8,087 円	808 円
3時間以上3時間30分未満	8,193 円	819 円	8,893 円	889 円	9,423 円	942 円
3時間30分以上4時間未満	9,359 円	935 円	10,165 円	1,016 円	10,759 円	1,075 円
4時間以上8時間未満(30分増すごとに次の額を加算)	10,441 円 (4時間まで)に30分増すごとに+1,081円	1,044 円 に30分増すごとに+108円	11,331 円 (4時間まで)に30分増すごとに+1,166円	1,133 円 に30分増すごとに+116円	12,009 円 (4時間まで)に30分増すごとに+1,250円	1,200 円 に30分増すごとに+125円
8時間以上12時間未満(30分増すごとに次の額を加算)	19,143 円 (8時間まで)に30分増すごとに+1,081円	1,914 円 に30分増すごとに+108円	20,776 円 (8時間まで)に30分増すごとに+1,166円	2,077 円 に30分増すごとに+116円	22,016 円 (8時間まで)に30分増すごとに+1,250円	2,201 円 に30分増すごとに+125円
12時間以上16時間未満30分増すごとに次の額を加算)	27,782 円 (12時間まで)に30分増すごとに+1,028円	2,778 円 に30分増すごとに+102円	30,146 円 (12時間まで)に30分増すごとに+1,123円	3,014 円 に30分増すごとに+112円	31,948 円 (12時間まで)に30分増すごとに+1,187円	3,194 円 に30分増すごとに+118円
16時間以上20時間未満(30分増すごとに次の額を加算)	36,050 円 (16時間まで)に30分増すごとに+1,091円	3,605 円 (16時間まで)に30分増すごとに+109円	39,114 円 (16時間まで)に30分増すごとに+1,187円	3,911 円 に30分増すごとに+118円	41,456 円 (16時間まで)に30分増すごとに+1,261円	4,145 円 に30分増すごとに+126円
20時間以上24時間未満(30分増すごとに次の額を加算)	44,774 円 (20時間まで)に30分増すごとに+1,017円	4,477 円 に30分増すごとに+101円	48,579 円 (20時間まで)に30分増すごとに+1,102円	4,857 円 に30分増すごとに+110円	51,494 円 (20時間まで)に30分増すごとに+1,166円	5,149 円 に30分増すごとに+116円

※ 上記の基本料金には、特定事業所加算Ⅰが含まれています。

※ 市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパーを2人派遣しますが、
その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2人分ご負担いただきます。

※ 障害支援区分6の利用者に対し、病院等において意思疎通その他支援を行う場合についても
上記単位となります。

【加算項目】

① サービス提供の時間帯により下記の通り利用料が加算されます。

	早　朝	昼　間	夜　間	深　夜
時　間　帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
加算割合 （基本料金に加算）	25/100	−	25/100	50/100

② 当事業所のとっている体制又は対応の内容により、下記の通り料金が加算されます。

加算の種類	加算額	利用者負担額	要件・算定回数等
初回加算	2,120 円	212 円	新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が自らサービスを提供もしくは他ヘルパーに同行した場合に加算します(1か月に1回)。 ※過去２月に当該事業所からサービス提供をしていない場合も同様です。
緊急時対応加算	1,060 円	106 円	重度訪問介護計画等に位置付けられていない重度訪問介護を、利用者またはその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます(1か月2回まで)。
喀痰吸引等 支援体制加算	1,060 円	106 円	痰吸引等が必要な利用者に対して、ヘルパーが痰吸引等を実施した場合に対象となります(1日につき)。
特定事業所加算Ⅰ	所定単位数の 20/100	左記の1割	国が定める基準に適合するものとして届出しております。
利用者負担 上限額管理加算	1,590 円	159 円	利用者の負担上限月額を超えて負担額を徴収しないよう、複数事業所等の負担合計額の管理を行った場合、対象となります(1か月に1回)。
移動介護加算	1,060 円	106 円	外出時間が１時間未満の場合
	1,325 円	132 円	外出時間が１時間以上１時間30分未満の場合
	1,590 円	159 円	外出時間が１時間30分以上２時間未満の場合
	1,855 円	185 円	外出時間が２時間以上２時間30分未満の場合
	2,120 円	212 円	外出時間が２時間30分以上３時間未満の場合
	2,650 円	265 円	外出時間が３時間以上の場合
福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅰロ	基本料金 +各加算･減算 ×382/1000	左記の1割	当事業所では、国の処遇改善加算を算定し、その分を職員の賃金や研修に充てることで、支援の質を高める取り組みをしています。